

論 説

会計基準設定の分析

—資産負債観へのシフト，コンバージェンス問題の再検討も含めて—

西 谷 順 平

目 次

- 1 はじめに
- 2 基礎概念と会計基準設定
 - 2.1 意思決定有用性とは何か
 - 2.2 目的適合性と信頼性のトレードオフ
 - 2.3 内的な整合性と基準設定の政治化問題
- 3 会計基準設定上の制約と最適会計基準設定
 - 3.1 市場の程度と財務報告コスト
 - 3.2 最適会計基準設定
 - 3.3 環境の変化と最適会計基準設定
- 4 コンバージェンスの問題点とキャッシュ・フロー計算書の意義
- 5 おわりに

1. はじめに

21 世紀に入り，我が国の財務報告制度を巡る動きが活発化してきている。例えば，税効果会計の導入，財務会計基準機構の設立，新会社法の新設，証券取引法の金融商品取引法への改訂が出揃ったことにより，これまでともすれば批判的となってきたトライアングル体制の問題点に解決への道筋がつけられた。また，この金融商品取引法は，エンロン事件やワールド・コム事件といった大規模な粉飾決算事件の所産である企業改革法 (Sarbanes-Oxley Act) の日本版ともいわれ，アメリカに倣い内部統制監査や四半期開示制度の導入を図ることで，これまでの財務報告制度を大きく変えようとしている。もちろん，財務報告制度を支えるこういったハードの充実化とともに，そのソフトとなる会計基準についても，20 世紀末から会計ビッグバンといわれるぐらい，多くの新しい基準が導入されてきたのは周知の通りである。

しかし，こういった財務報告制度の改革は，資本市場からは概ね歓迎され，また一方でコンサルティング会社やシステム会社，出版会社などにビジネスチャンスをもたらしながらも，当の上場企業に対して財務報告コストを増大させるという皮肉だが深刻な問題点を指摘されている。また，それに対応する監査法人も業務の拡大へのキャッチアップに苦勞しているようである。実際，内部統制ルールについては，資本市場の国際競争力確保という観点から，本家のアメリカにおいて緩和される方向にあることについては注意が必要であろう¹⁾。

1) 日本経済新聞「内部統制ルール，米で緩和機運—競争力回復へ官民が対策」(2006 年 11 月 23 日)を参照。

また、会計基準のキャッチアップについても、これまで我が国はとくに米国基準をアレンジすることで対応を行ってきた。それに対して、国際的なコンバージェンス（収斂）の進行により、それが許されなくなるという問題点が浮上してきている。例えば、持分プーリング法の廃止と合併のれんの非償却化はもちろん、今後の純利益および損益計算書を廃止するといった国際会計基準のいわゆる資産負債観への過度なシフトに対して、わが国は否定的である。しかしながら、国際会計基準の設定プロセスで発言力を持たない我が国は、コンバージェンスか孤立かという大きなジレンマに陥っているようにも見える。我が国初概念フレームワークにおいて、わざわざ会計基準間の内的な整合性を打ち出した背景にも、このようなジレンマと現在の国際的な会計基準設定動向に対する危惧があるものと推察される²⁾。

ただし、このように財務報告制度を巡る動きが活発化しているとはいっても、予め設定された解に向かって改善が進んでいるというわけでもないことには注意すべきである。周知のように、会計基準設定プロセスは政治決定プロセスでもあり、見方によっては、結果として設定される会計基準も各業界の利害関係が調整された妥協の産物といえなくもない。持分プーリング法を廃止し、パーチェス法に一元化しながら、合併のれんを償却対象から外すといった米国の会計基準設定などは、その典型例であろう。しかしながら、他方では、内部統制ルールについての米国の緩和機運に見られるように、利害関係者が集まってより良い解を探索するプロセスにあるという見方もできる。

戦後 50 年間のある程度安定した財務報告制度からすれば、昨今のような会計や法律の教科書が次々に改訂される様子は異常と見えなくもない。しかしながら、だからこそ、安定したフレームワークの中で制度の詳細を考察するような議論ではなく、基本に立ち戻って財務報告制度や会計基準の本質について考える機会が与えられたのだと受け止めることも可能であろう³⁾。そこで本小稿では、現在のように複雑化し全体的な理解が難しくなっている財務報告制度設定とくに会計基準設定を、いくつかの基礎概念と初歩的なマイクロ経済学で用いられる単純な枠組みを使いながら、分析することにした。

2. 基礎概念と会計基準設定

2.1 意思決定有用性とは何か

現在、会計情報は主に資本市場に参加している投資家の意思決定を支援するものとして作成されている。このような姿勢は「意思決定有用性アプローチ」と呼ばれ、米国の会計基準設定

2) 企業会計基準委員会 (2004a) para.15 を参照。

3) 実際に、学会で報告されるテーマや手法も様変わりしつつあることは周知の通りである。その点では、我が国がようやく、Ball and Brown (1968) や Beaver (1968) に象徴される米国の 1960 年代末の会計研究状況に追いついたといっても過言ではない。

はもちろん、我が国でも採用されている⁴⁾。そこでは、有用性 (usefulness) は会計情報利用者が会計情報から得ることのできる効用 (utility) であるかのような設定がなされていると言って良いだろう。

しかしながら、このようなアプローチに対しては、有用性それ自体に操作可能な定義が与えられておらず測定が不可能であるために、会計基準設定の中心概念とすることには問題があるとの批判もある⁵⁾。もっとも、このような批判は、有用性を上記のように効用として捉えた場合、通常なら経済学においても順序だけが問題となる序数的効用が一般的に想定されていることに照らせば、至極当然である。

なぜなら、そもそも効用概念は、経済主体の行動を事後的に分析したり、事前に予測したりするためのツールであり、通常は経済主体の頭の中に暗黙にインストールされていると仮定される。また、そこでは経済主体は制約が存在する中で自己の効用を最大化すると仮定されている。よって、会計情報の利用者ないし利害関係者によって、民主的に会計基準が決定される場として会計基準設定機関が存在するのであれば、それによる「意思決定有用性を高めるような会計基準を設定する」という言明は、「我々は我々の効用を最大化するような行動を取る」という常識的な見解という以上になんら意義を持たないからである⁶⁾。

結局、会計基準設定機関が提出した結論は、定義上その時点で有用性を高める（と期待されている）ものであり、それについて有用性の観点から研究者が是非を唱えることは無意味とまでいかずともあまり意味がないのである⁷⁾。これまで数多くの実証研究において、意思決定有用性を株価変動説明力（会計情報と株価変動の相関）と設定した上で、会計基準設定についての意見が述べられることもあった。しかしながら、SFAS33「財務報告と物価変動」廃止のケースのように会計基準設定機関に受け入れられることもあれば、SFAS95「キャッシュ・フロー計算書」やSFAS130「包括利益の報告」のように受け入れられないこともあった。もちろん、実証研究は反証可能なものであるから賛否対立することもあるが、いずれにせよこれら実証研究は会計基準設定機関にとってはアドバイス以上の何ものでもないということになるわけである。実証研究が反証可能であることは対照的に、会計基準設定機関の結論は、規範的判断に基づいた、事実としての「答え」なのである。

2.2 目的適合性と信頼性のトレードオフ

4) AAA (1966) p.1, FASB (1978) para.37, 企業会計基準委員会 (2004b) para.2 を参照。

5) 藤井 (2002) を参照。

6) とりわけ FASB なら、財務諸表利用者の利害を守る SEC から会計基準設定の権限を委託されている政治的事実を、改めて確認しただけともいえよう。Miller and Redding (1988) を参照。

7) 同様の意味で、藤井 (2002) は、意思決定有用性アプローチは基準設定者たちに広く共有されている「信念」であると述べている。

このように意思決定有用性を、会計基準設定機関という経済主体の効用であると捉えれば、分析の目的は結果として設定された会計基準の是非よりも、設定行動に対する事後的な分析と事前の予測形成となるのが自然であろう。したがって、ここでは会計基準設定機関の効用関数について考察することにしてしよう。

さて、意思決定有用性を会計基準設定機関の序数的効用と考えるのであれば、問題はその絶対的な大きさではなく、効用の増減に影響を与える財や同じ効用のもとの選択されうる財の組み合わせのパターンとなる。そこでまず、後者に着目してみよう。FASB (1980) によれば、会計情報の質的特徴として大きく信頼性 (Reliability) と目的適合性 (Relevance) が挙げられている。そして、両者は同じ効用のもとのトレードオフ関係にあるとされている (para.42)。この関係を無差別曲線として表したのが図 1 である。

無差別曲線が下に凸の形状をとっているが、効用としての意思決定有用性が目的適合性についても信頼性についても、限界効用逓減の法則が効いているという一般的な仮定を置いているためである。また、いうまでもなく、意思決定有用性の多寡を決めているのは、目的適合性と信頼性だけというわけではない。その他にも意思決定有用性に影響を与える財が想定できるかもしれないが、ここではひとまず目的適合性と信頼性以外の財については固定した上で、目的適合性と信頼性のトレードオフに注目しているのである。

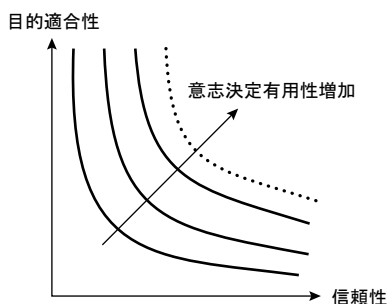


図1 意思決定有用性の無差別曲線

さて、ここで目的適合性と信頼性のトレードオフについて考えてみよう。図 1 からわかるように、所与の効用のもとの、その他の条件が等しい場合、会計基準セットの選択肢としては、目的適合性は高いが信頼性は低い会計情報を生み出すような会計基準セットから、逆に信頼性は高いが目的適合性は低い会計情報を生み出すような会計基準セットまで、無差別曲線上に無数に存在していることになる。

これら会計基準セットについて、Scott (2003) といった教科書的な説明によれば、理想的な状態のもとでは全ての資産と負債について時価評価を行うのが望ましいとされるものの、現実には不確実性が存在するので、現在のような取得原価主義の会計が行われているとなっている⁸⁾。他方、現在の取得原価主義会計は、基本的には見越や繰延といったキャッシュ・フローの並べ替えによって会計情報を作成するという説明も一般的であろう。このような教科書的な

8) 完全完備市場を有する理想的な状態では、資産の市場価格が将来キャッシュインフローの割引現在価値と等しくなっているので、両者を区別する必要がない。もっとも、そういった状態のもとでは会計情報は不要である。後述 3.2 の分析においても最適点が存在しないこととなる。Scott (2003) Chapter.2, Beaver (1989) も参照。

考え方に従えば、時価会計、歴史的な原価主義会計や現金主義会計は無差別曲線上に図2のように配置されることになる。このように捉えれば、先に述べたような昨今の国際会計基準や米国会計基準の設定動向などは、まさにこの無差別曲線を左上へシフトさせていっていることになる。ここでは、時価会計へのシフトそのものが意思決定有用性の増加に必ずしも寄与するわけではない点に注意しておきたい。

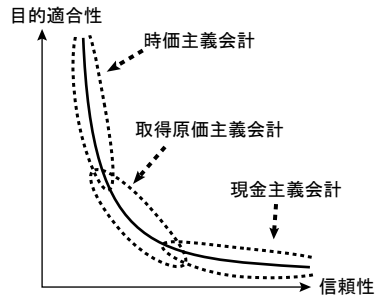


図2 無差別曲線と会計基準

2.3 内的な整合性と基準設定の政治化問題

我が国の概念フレームワークでは、会計情報の質的特性として信頼性と意思決定との関連性（目的適合性）の他に、先に述べたように「内的な整合性」を挙げている。企業会計基準委員会（2004a）para.6によれば、意思決定有用性は内的な整合性の増加関数であるとされている。また、明言されているわけではないが、para.11からは内的な整合性が、意思決定有用性に関して、目的適合性や信頼性とトレードオフになっているとは考えにくい。むしろ、それらと独立した形で意思決定有用性に関連していると考えられる。

もっとも、このように考えることは、ここまで暗黙に想定されてきた、ピースミール方式での各会計基準設定で選択された目的適合性と信頼性の組み合わせの線型和として、会計基準セットの目的適合性と信頼性が与えられるという考え方にも合致している。具体的には、例えばSFAS115によって売買目的有価証券だけが時価評価されることで、会計基準セットの目的適合性が少し増加し、信頼性が少し減少する、つまり、無差別曲線を少し左上に移動するといったような考え方である。内的な整合性は、各会計基準ではなく、あくまでその集合としての会計基準セットに対して与えられる特徴なのである。

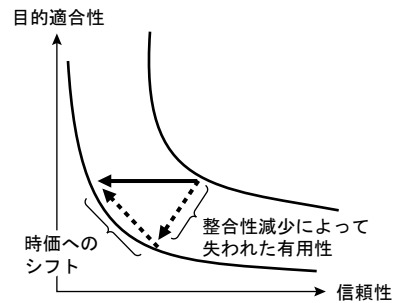


図3 内的な整合性と会計基準設定の政治化

ピースミール方式を前提にすると、この内的な整合性に対してネガティブに働く要因として会計基準設定過程におけるいわゆる政治化の問題が挙げられるだろう。先にも述べたように、SFAS141では合併のれんを償却せずに減損処理の対象にするという明らかに内的整合性を欠いた会計基準を採択したが、これは産業界に対する持分プーリング法の全面禁止との引換条件であったと考えることができる。このようなケースでは、図3のように会計基準セットは、有用性を落としつつ、時価会計にシフトしたというベクトルの和として捉えることが可能であ

る。ここでは、時価会計の導入に際して、理論的な背景を有していなければ意思決定有用性が落ちてしまうという点に注意しておきたい。つまり、歴史的な原価主義から一気に全面時価主義へシフトするというなら、理論的な背景は二者選択ということになるだろうが、会計基準セットがその中間的な地点に配置される場合、両者をうまくカバーできるような整合性を持った理論がなければ有用性は必ず落ちてしまうのである。

3. 会計基準設定上の制約と最適会計基準設定

3.1 市場の程度と財務報告コスト

ここで会計情報の操作可能性についても少し考えておこう。会計基準の中には、企業に対して複数の会計処理方法から選択させるものがある。また、会計数値作成時に企業の見積もりが介入することがよくある。つまり、財務諸表作成時に企業にある程度の裁量を与えられているのである。こうした点を利用して、企業が利益管理 (earnings management) をしばしば行うことが知られている。

図 2 から明らかのように、有用性を固定したまま時価会計を導入するということは、目的適合性を増加させつつ信頼性は落とすことを意味している。現在の市場の効率性と完備性の程度を前提にすると、それは企業に対して裁量をより多く与え、利益管理を行う余地を増やしていることを意味する。利益管理自体には悪い面もあれば良い面もあるが、いずれにせよ利益管理の余地が増えた分だけ、監査コストを含む財務報告コストを上昇させなければ有用性を保つことは不可能であると考えられる⁹⁾。これについては、米国でのエンロン事件を契機として内部統制監査の導入が行われるようになったことにも符合している。このように考えると、会計基準設定機関が会計基準設定する際の制約として、以下のような式を想定することができる。

$$\text{財務報告コスト} \times \text{目的適合性} + \text{市場の程度} \times \text{信頼性} = \text{定数} \quad (1)$$

つまり、式 (1) においては目的適合性の価格として財務報告コストを、信頼性の価格として市場の程度をおいているのである。ここでは財務報告コスト、市場の程度が共にプラスの値をとることが想定されている。市場の程度については、効率性や完備性が増加することが値を増加させるとしておこう。右辺の定数については、経済学で扱う予算制約式に準えれば予算を意味することになるが、ここでは会計基準設定機関が直面している制約を数値化したものといった程度に考えておこう。

改めて説明すると、式 (1) の左辺第 1 項は、目的適合性を増やそうとすれば財務報告コストを増大させることに繋がり、それが企業の反発を招くということを示している。会計基準設

9) 利益管理の良い面については、例えば Demski and Sappington (1987) を参照。

定機関のボードメンバーに財務諸表作成者である企業の代表が含まれていることを考えても、会計基準設定時にこのような制約がかかると考えるのは自然であろう。減損会計導入時に財務報告コストの増大を懸念して企業が反発したことも記憶に新しい¹⁰⁾。式（1）の左辺第2項は、市場が成熟しているときに過度に信頼性を重視した保守的な会計基準を設定しようとするれば、それが財務諸表利用者の反発を招くということを示している。先ほどと同じく、ボードメンバーに財務諸表作成者である企業とともに、財務諸表のヘビーユーザーとして金融機関関係者が含まれていることを考えれば自然なことであろう。

他方、式（1）は以下のように変形することもできる。

$$\frac{\text{目的適合性}}{\text{市場の程度}} + \frac{\text{信頼性}}{\text{財務報告コスト}} = \text{定数} \quad (2)$$

式（2）からは、同じ制約条件のもとでなら、市場の成熟を理由に目的適合性を増加させること、また、財務報告コストが小さくなったという理由で信頼性を減少させることが正当化されることがわかる。式（1）、（2）で示されているのは、財務諸表利用者は市場の成熟を理由に時価会計の導入を進めるべきだと提案し、それに対して、財務諸表作成者はそれによる財務報告コストの増大を理由に反発するかもしれないということになる。以上のことから、これら式（1）、（2）は、会計基準設定機関が利害関係者をボードメンバーとして迎えたときに、その意思決定プロセスで行われるバランスングを表しているといえよう¹¹⁾。

図4は、定数をとりあえず1とおいて式（1）を図式化したものである。一見すれば明らかだが、単価としての財務報告コストが減少ないし市場の程度が増加すると、傾きが大きくなることになっている。現代のようなコンピューターの浸透や資本市場の成熟化を前提にすれば、図4の矢印と点線で示したように、今後ますますこの傾きは大きくなっていくと考えられることに注意しておきたい。

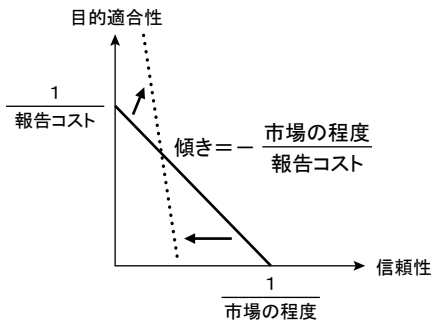


図4 財務報告コストと市場の程度による制約

3.2 最適会計基準設定

会計基準設定機関を経済主体として考えると、彼にとって直面する制約条件を満たしながら

10) もちろん利害関係者がボードメンバーに含まれていることが絶対的な条件ではない。これまでも会計基準設定に関して、賛否いずれの側もロビー活動を行うことが知られている。

11) ボードメンバーとしての会計学者の役割は、研究成果をもとにしたアドバイス（2.1を参照）や内的な整合性の確保（2.3を参照）ということになるだろうか。

効用である意思決定有用性を最大化することが「合理的」となる。つまり、図 1 で表されていた有用性に関する無差別曲線と図 4 で表されていた制約直線の接点における、目的適合性と信頼性の組み合わせを選択することが会計基準設定機関にとって合理的になると考えられる。これを示したのが図 5 である。逆にいえば、会計基準設定機関が合理的であるとするならば、そこで決定される会計基準セットは最適点にあると考えられるわけである。

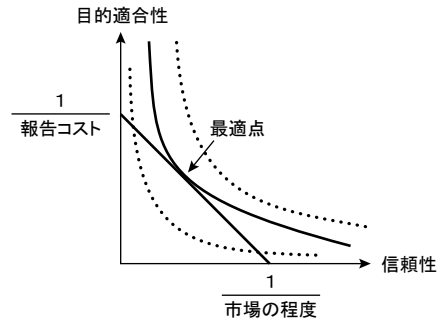


図5 最適会計基準設定

ここで会計基準セットの性格に着目すると、重要なことは図における最適点の絶対的な位置ではなく、無差別曲線上の位置となる。2.2 で明らかにしたように、時価会計や歴史的な原価会計などといった会計基準セットの性格は、意思決定有用性とは直接関係がない。図 4 で示された会計基準設定の制約を示す式 (1) の傾きが急であれば、より時価を導入した会計基準セットが選択され、傾きが緩やかであれば、より保守的な会計基準セットが選択されるだけのことなのである。これを示したのが図 6 である。

図 6 から明らかなように、市場の成熟度が高く、財務報告コストが低い状況ではより時価会計の色が濃い会計基準セットが選択され、逆もしかりとなっている。例えば、市場が限りなく完全完備に近ければ、式 (1) で示される制約線は垂線に近くなり最適点は無差別曲線の限りなく上方に位置することになるだろう。そして、実際に完全完備となれば、制約線は垂線になってしまう。そして、もし無差別曲線が垂直の漸近線 (図 6 の点線) を持つのであれば、最適点はなくなってしまう。これについては、そういう状況では財務報告自体が不要になるという解釈が可能であろう。

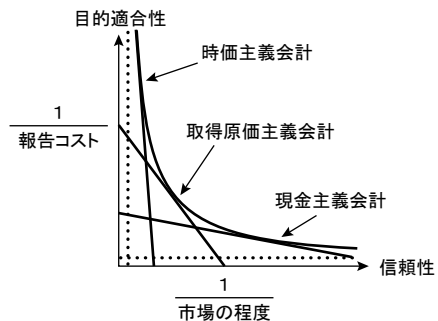


図6 最適会計基準セットの価格

反対に、会計知識も未開発であり、社会的に財務会計システムが未整備であり、なおかつ市場も未成熟なのであれば、制約線はほとんど水平となり最適点は無差別曲線の限りなく右左に位置することになるだろう。この場合も、もし無差別曲線が水平の漸近線 (図 6 の点線) を持つとき、制約線が完全に水平となれば、最適点がなくなってしまう。これについては、財務報告が不可能、ないしは会計基準セットを社会的に生み出す状況にまだなっていないという解釈が可能であろう。

3.3 環境の変化と最適会計基準設定

前節では、環境を与件として、そこで最適に設定される会計基準セットの性格がどのように

なるかについて分析を行った。ここでは、環境が変化するとき、最適会計基準セットがどのように動くのかについて少し考察を加えておく。

もし、式（1）の制約式において、財務報告コストと市場の程度がバランスを保ったまま増減するか、もしくは制約の大きさを示す定数だけが増減すると、制約線は図7の点線のようにシフトする。ただし、その場合に、無差別曲線の形状にも依存するが、最適会計基準セットの性格はあまり変わらないことがわかる。

しかしながら、先ほどにも述べたように、現代において市場の程度は年々増加しつつある一方で、財務報告コストは年々減少していると考えられる。そうすると、そのバランスを保ったまま、いいかえれば傾きが同じのままで制約線がシフトするとは考えにくい。つまり、最適会計基準セットは年々性格が異なっていく、具体的には時価主義を取り入れる方向にシフトしていくと考えられる。その例として挙げたのが図8である。

図8での状況は、以下のようなものである。つまり、市場の成熟度が増し、財務報告コストが減少するという環境変化があった。その環境変化によって制約線の傾きが大きくなった。ただし、現在の最適点は新しい制約線上にあるという状況である。このとき、現在の会計基準セットの性格を維持したままでも以前と同じ有用性を得ることができる。しかしながら、図8での状況では、新しい最適点に移行することによって、有用性を高めることができるようになっていく。このとき、もし会計基準設定機関が合理的であれば、会計基準セットを時価主義会計へシフトさせることになる¹²⁾。その点で、図8は昨今の収益費用観から資産負債観への移行を示していると考えても良さそうである。

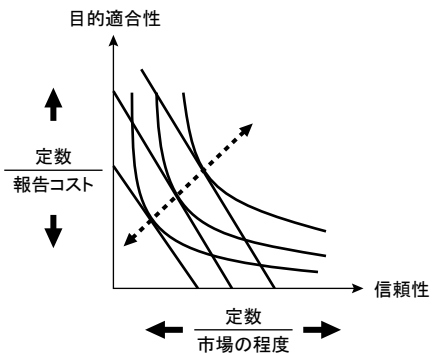


図7 最適会計基準セットの性格が変わらないケース

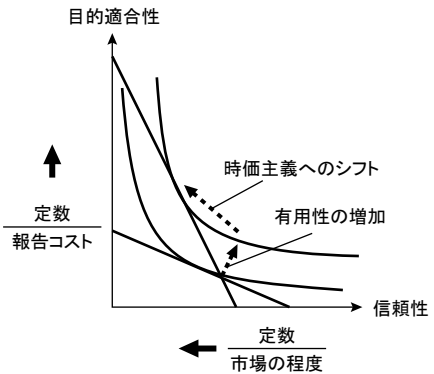


図8 最適会計基準セットの性格が変わるケース

12) Johnson (2005) も参照。

4. コンバージェンスの問題点とキャッシュ・フロー計算書の意義

最後に、昨今話題になっているコンバージェンスについて考察しておこう。いうまでもなく、コンバージェンスとは各国会計基準を国際会計基準へ一本化することである。ここまでの議論を前提にするなら、各国会計基準設定機関はその市場の成熟度や財務報告コストといった制約の下で有用性を最大化するような会計基準セットを選択していたと考えることができる¹³⁾。

例えば、我が国の会計基準セットの最適点が、もしコンバージェンスをしなければ図 9 の点 a であったとしよう。図 2 を参考にすると、点 a は取得原価主義の辺りということになる。しかしながら、国際会計基準審議会 (IASB) において、市場の成熟が進んだ各国の意見が主導的となり、最適点が点 b であることが確認されたとしよう。この場合、コンバージェンスするとすると、もちろん我が国も点 b における会計基準セットを選択することが強制されることになる。点 b は我が国にとって最適点ではないものの、図 9 にあるように、我が国の会計基準設定における制約条件を満たしているのであれば、受け入れは可能であろう。しかしながら、我が国については、意思決定有用性は低下してしまうのである。

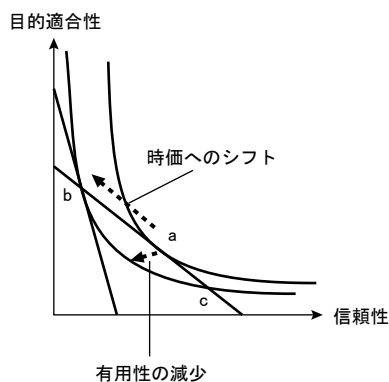


図9 コンバージェンスの問題点

この意思決定有用性の低下は、2.3 での議論をふまれば、コンバージェンスすることにより、これまでの我が国の会計基準設定におけるプリンシプル、つまり点 a をサポートしていた理論から外れたものを一部許容することになるために犠牲となった内的な整合性に起因するものと捉えることも可能であろう。いずれにせよ、我が国にとっては点 b を点 a の方へ引き戻すことが有利となる。そのためには、実際に我が国の概念フレームワークで目的適合性 (意思決定との関連性) と信頼性に並べて内的な整合性が会計基準の重要な質的特徴であると主張しているように、国際会計基準が持っている内的な整合性を問うことが効果的になるかもしれない。もちろん、このような有用性の低下が深刻なものであれば、コンバージェンスをあきらめるのが我が国にとって合理的になる可能性もある。

他にも我が国以上に市場の成熟が進んでいない国が多く存在しているが、それらの国が点 b で定まるような会計基準セットを受け入れるということには、将来の市場の成熟を見込んで将来の最適点を先取りしているという解釈も可能である。3.2 で述べたように無差別曲線に水平の漸近線があるとすれば、そもそも最適点が存在せず、会計基準セットが整備されていないこ

13) もちろん、国によって会計基準の設定目的は異なる可能性もある。その場合、会計基準設定機関の効用が必ずしも意思決定有用性にならないかもしれない。

ともあり、そのような国からすればコストの面でフリーライドできる上に、図8でのようにむしろ意思決定有用性が高まる可能性もあるため、点bを受け入れることが合理的となりうるのである¹⁴⁾。

最後に、時価会計が進む現代におけるキャッシュ・フロー計算書の意義について、再考しておこう。2006年10月、IASBとFASBは「財務諸表の表示」プロジェクトにおいて、当期純利益を廃止して包括利益に一本化するという暫定的な合意を行った。この合意の意味するところは、資産負債観を唱えながらも、実質的には収益費用観を中心にしつつ部分的に時価評価を採用するという、これまでの会計基準設定から、時価評価を中心とする資産負債観を中心にした会計基準設定へと移行するということであろう。まさに、図9のような状況であるといつて良い。

ただし、先に述べたように多くの国で点bが最適でない場合もあろう。また、実際に点bを採用するとしても、それはあくまで事前の期待に基づく会計基準設定機関の意思決定であり、リスクを伴うことに注意しておきたい。とくに、今回の合意のように大きな変更を伴うのであれば、そのリスクも高いはずである。そのようなときに、着目すべきなのが、点aとは点bの反対側にある点cの存在である。点cは、点bと同程度の意思決定有用性を持ち、基準設定の制約を満たしている点であるが、そこで最適とされる会計基準セットはより保守的なものである。もし点bの会計基準セットによる会計情報を市場に提供しつつ、同時に、点cに基づく会計情報も市場に提供できれば、それは保険の役割を果たすであろう。保険としては、点cそのものでなくとも、作成コストが安く、保守的な信頼性の高い会計情報が良い。このように考えると、作成コストも安いキャッシュ・フロー計算書は、より目的適合性を高めようとしている現代の会計基準設定に対して、保険の役割を果たすべく布石されていたものだったとも考えられよう。そうすると、先に述べように、点bをより点aに近づけるために我が国が主張する内的な整合性にとって、もっとも大きな障害となるのが、実は皮肉にもキャッシュ・フロー計算書となるのかもしれない。

5. おわりに

ここまで、FASB (1980) において会計情報の質的特徴として挙げられている、目的適合性と信頼性のトレードオフ関係をより所として、初歩的なマイクロ経済学で使われる効用と予算制約が与えられたときの合理的意思決定モデルを援用して、会計基準設定の分析を行ってきた。

第2節では、概念基準書に基づいて、会計基準設定機関の効用曲線を導出・分析した。ここでは、時価会計や歴史的な原価会計などといった会計基準セットの特徴それ自体が、意思決定

14) 市場の成熟度という点で、我が国にとって興味深い国のうちの一つにカナダが挙げられよう。周知のように、カナダはそれまで培ってきた独自の会計基準において、国際会計基準を受け入れる姿勢をとっている。

有用性に直接関係するものではないことが確認された。また、我が国の概念フレームワークが会計情報の質的特徴として挙げている内的な整合性と意思決定有用性との関係が確認された。

第 3 節では、まず会計基準設定機関の意思決定に対する制約条件について分析が行われ、市場の成熟度と財務報告コストを要素とする基準設定の制約線が導出された。その上で、第 2 節において導出された効用曲線と合わせて、最適会計基準設定が分析された。そこでは、第 2 節で確認されたように、最適会計基準セットの特徴は意思決定有用性の多寡ではなく、会計基準設定機関の置かれた環境によって決定されることが確認された。また、環境の変化によって、その特徴がどのように変化するかについても分析が行われた。そこでは、資本市場の成熟が進む現代社会においては、制約線の傾きが大きくなるため、多かれ少なかれ、より目的適合性を重視した会計基準へとシフトすることが不可避になるだろうという示唆が得られた。

最後の第 4 節では、昨今問題となっているコンバージェンスについて分析した。そこでは、IASB と各国の会計基準設定機関が直面している制約が異なるために、国際会計基準の導入によって会計情報の有用性が低下する可能性のあることが確認された。とくに、この現象は IASB のヘゲモニーを握る各国と、国際会計基準にフリーライドしようとする会計後進各国との中間に位置する、我が国のような中進国にとって問題になるという示唆が得られた。また、会計基準設定機関の意思決定を事前の合理的期待に基づくものであるとすると、会計基準の設定の後に失敗が明らかになるというリスクが存在しているが、それに対する保険の役割をキャッシュ・フロー計算書が担っているという示唆が得られた。そして、第 4 節最後に示唆された、国際会計基準における過度な時価会計導入に対処するべく、我が国概念フレームワークが提示している内的な整合性に対して、キャッシュ・フロー計算書が立ちふさがるといふ皮肉な構図は、この分析の中でも最も興味深い分析結果であったと言えよう。キャッシュ・フロー計算書が定着している現在、我が国が内的な整合性をいくら強く主張しようとも、その国際会計基準設定に対する影響力については課題が残っていると考えられる。

最後に、ここでの分析が抱えている問題点について補足をしておこう。第 1 点目として、効用曲線や予算制約線といったグラフについては、そもそも分析の道具であるため実際の形状は分からないわけだが、精緻化・パターンの細分化の余地があろう。それによって、今回の分析の本質が否定されることはなからうが、マイクロ経済学においてもそうであるように、さらに興味深い結果が導かれる可能性もあると思われる。

第 2 点目は、無差別曲線上の点に対する解釈についてである。この分析では、現金主義会計、取得原価主義会計から時価主義会計までが無差別曲線上に適当に配置されていた。しかしながら、実際にそれらがどこに配置されるかによって、分析結果の解釈が異なる可能性もある。このため、分析結果については、現実と照らし合わせながら、注意深く解釈しなければならないだろう。

第3点目も、無差別曲線についての問題である。上で述べたように、現金主義会計、歴史的な原価主義会計、時価主義会計が、無差別曲線上に連続的に配置されていた。このような配置は、それぞれの会計を支える理論が存在し、会計処理が特定されていると考えれば異様に映るかもしれない。ただし、歴史的な原価主義を唱えながらも、最初から低価法という、評価損を認識しながら評価益を認識しない会計処理を内包してきた点など、理屈付けはともかくとして会計基準セットの中に時価評価は部分的に混入していることもまた事実である¹⁵⁾。現在も、低価法と同じく評価益を認識しない減損会計をはじめとして、合併のれんの非償却・減損処理、除却債務会計などが導入されてきていることに鑑みれば、この無差別曲線の描き方はさほどおかしいものではないと思われる。

参考文献

- AAA, American Accounting Association (1966) *A Statement of Basic Accounting Theory*. 飯野利夫訳『アメリカ会計学会・基礎的会計理論』国元書房, 1969年.
- Ball, Ray and Philip Brown (1968) "An Empirical Evaluation of Accounting Income Numbers", *Journal of Accounting Research*, Vol. 6, No. 2, pp. 159-178.
- Beaver, William H. (1968) "The Information Content of Annual Earnings Announcement", *Journal of Accounting Research*, Vol. 6 (supplement), pp. 67-92.
- (1989) *Financial Reporting: An Accounting Revolution*, Engelwood Cliffs, NJ: Prentice Hall.
伊藤邦雄訳『財務報告革命』白桃書房, 1986年.
- Demski, J. and D.E.M. Sappington (1987) "Delegated Expertise", *Journal of Accounting Research*, Vol. Spring, pp. 68-89.
- FASB, Financial Accounting Standards Board (1978) *Statements of Financial Accounting Concepts No.1: Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*. 平松一夫, 広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念(増補版)』中央経済社, 2002年.
- (1980) *Statements of Financial Accounting Concepts No.2: Qualitative Characteristics of Accounting Information*. 平松一夫, 広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念(増補版)』中央経済社, 2002年.
- 藤井秀樹(2002)「制度としての意思決定有用性アプローチと会計研究の役割」、『大阪経大論集』, 第53巻, 第3号, 11-23頁, 9月.
- Johnson, L. Todd (2005) "Relevance and Reliability", *The FASB Report*, February 28.
- 西谷順平(2002)「歴史的な原価の再検討—減損会計と除却債務会計の間で揺れる意義—」、『青森公立大学経営経済学研究』, 第9巻, 第1号, 14-24頁, 11月.
- 企業会計基準委員会(2004a)「討議資料『会計情報の質的特性』」、『討議資料『財務会計の概念フレームワーク』』.
- (2004b)「討議資料『財務報告の目的』」、『討議資料『財務会計の概念フレームワーク』』.
- Miller, Paul B.W. and Rodney J. Redding (1988) *The FASB: the people, the process, and the politics*, Homewood, Ill: Irwin. 高橋治彦訳『The FASB財務会計基準審議会: その政治的メカニズム』同文館, 1989年.
- Scott, William R. (2003) *Financial Accounting Theory*, Prentice Hall Toronto, 第3版. 太田康広, 椎葉淳, 西谷順平訳『上級財務会計理論(仮題)』中央経済社, 2007年近刊.

15) Scott (2003) chapter.7, 西谷(2002)も参照。